

事業性資金型

新規事業、運転・設備資金

収益物件購入 など、様々な
用途でご利用可能



けんしん 不動産担保 ローン

不動産の価値で、未来を拓く
「事業性資金型」「消費性資金型」
2タイプのローン



お使い道自由！

リフォームや

セカンドハウスの購入・

借り換えなどにもご利用可能

消費性資金型

令和7年11月10日現在

あなたを応援する
地元の金融機関



けんしん
香川県信用組合



事業性



消費性

こちらから
商品詳細を
ご覧いただけます

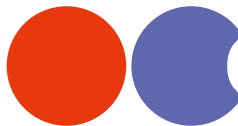
	事業性資金型	消費性資金型
融資形態	証書貸付	証書貸付
対象者	日本国内の当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人・個人事業主又は日本国内に本店を有する法人で、以下のすべての要件を満たす方 ・株式会社セゾンファンデックス(以下:保証会社)の保証が受けられる方 ・当組合の組合員又は組合員となる資格を有する方 (1)申込者が個人・個人事業主の場合 ①融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方 ②制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)でない方 ③日本国籍を有する方(但し、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象) (2)申込者が法人の場合 代表者が日本国籍を有する方(ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象)	日本国内の当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人(個人事業主を含む)で、以下のすべての要件を満たす方 ・株式会社セゾンファンデックス(以下:保証会社)の保証が受けられる方 ・当組合の組合員又は組合員となる資格を有する方 ・融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方 ・制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)でない方 ・日本国籍を有する方(但し、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象) ・安定継続した収入のある方(給与所得者、法人役員、個人事業主、年金受給者等)
資金使途	事業性資金 ・借り換え、納税資金、設備資金等 ・宅地建物業者の仕入資金 ・収益不動産の購入、修繕・改築資金、購入時ローンの借り換え等	自由(但し、事業性資金、投機資金は除く) 自宅の購入、修繕、改築資金、セカンドハウス購入、購入時のローン借り換え等
融資金額	原則、300万元以上1億円以下(10万円単位) ※但し、不動産関連資金の場合300万元以上3億円以下(10万円単位)	原則、300万元以上5,000万円以下(10万円単位) ※但し、不動産関連資金の場合300万元以上1億円以下(10万円単位)
返済期間	1年以上25年以内(1年単位) ※返済方法が期日一括返済方式の場合は2年以内とする ※不動産関連資金の場合1年以上35年以内(1年単位) ※宅建業者のプロジェクト資金は原則2年以内	1年以上25年以内(1年単位) ※但し、不動産関連資金の場合1年以上35年以内(1年単位)
返済方式	元利均等返済方式、期日一括返済方式(最長2年) (元利均等返済方式は元金据置2年まで可)	元利均等返済方式(資金使途により、元金据置2年まで可) 半年ごと増額返済の併用(融資金額の50%以内(1万円単位))は可とする
融資利率	変動金利(当組合基準金利に連動)、保証料含む 年2.80%~年8.80%(実行時利率)	変動金利(当組合基準金利に連動)、保証料含む 年2.80%~年8.80%(実行時利率)
事務手数料等	・事務手数料110,000円(税込) ・資金使途が不動産関連の場合は、融資金額の1.0%+消費税及び地方消費税 ・当組合所定融資手数料は別途必要 ・登記関係費用	・事務手数料110,000円(税込) ・当組合所定融資手数料は別途必要 ・登記関係費用
担保	以下いずれかの不動産に保証会社を担保権者とする根抵当権を設定する (保証会社が指定する司法書士が担保設定手続きを実施する) (1)債務者が個人・個人事業主の場合 ①債務者が所有する不動産 ②債務者の親族(三親等以内)が所有する不動産 (2)債務者が法人の場合 ①法人が所有する不動産 ②法人代表者又は法人代表者の親族(三親等以内)が所有する不動産 ③法人の役員が所有する不動産 ※債務者以外の物件所有者は、物上保証人とする	・債務者又は債務者の親族(三親等以内)が所有する不動産に保証会社を担保権者とする根抵当権を設定する (保証会社が指定する司法書士が担保権設定手続きを実施する) ※債務者以外の物件所有者は、物上保証人とする
連帯保証人	総合的判断により保証会社が必要と判断した場合を除き、原則不要 ※但し、債務者が法人の場合、法人代表者は連帯保証人とする また、総合的判断により必要と判断した場合は、代表者以外の者を連帯保証人とする	原則、不要 総合的判断により保証会社が必要と判断した場合、連帯保証人として契約

- 審査結果によってはご希望に添えない場合がございますことをあらかじめご了承下さい。
- 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招く勧誘は行いません。
- 勧誘について、ご意見やお気づきの点等ございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

本店営業部	高松市亀井町9-10	☎087(833)3314	円座支店	高松市円座町1044-1	☎087(885)2131	丸亀支店	丸亀市塩飽町7-2	☎0877(22)3391
栗林支店	高松市室町1907-6	☎087(866)6611	川東支店	高松市香川町川東上1732	☎087(879)3201	琴平支店	仲多度郡琴平町五条726-3	☎0877(73)4411
新橋支店	高松市松福町1-3-1	☎087(851)3866	志度支店	さぬき市志度739-10	☎087(894)2605	観音寺支店	観音寺市栄町1-4-13	☎0875(25)1717
屋島支店	高松市屋島西町1968-13	☎087(841)4471	長尾支店	さぬき市長尾東868-6	☎0879(52)2122	高瀬支店	三豊市高瀬町下勝間2357-4	☎0875(72)5539
中央支店	高松市松縄町36-1	☎087(866)3010	三本松支店	東かがわ市三本松1713-3	☎0879(25)2367	土庄支店	小豆郡土庄町淵崎甲1447-10	☎0879(62)1353
仏生山支店	高松市仏生山町甲42-6	☎087(889)0315	坂出支店	坂出市元町4-5-20	☎0877(46)0101			

あなたを応援する地元の金融機関

なお、詳しくはお近くの営業店窓口までお気軽にお問合せください。
<https://www.kagawaken.shinkumi.jp/>



けんしん
香川県信用組合